

山口県土木工事共通仕様書

令和6年10月

山口県土木建築部

目 次

第1編 共通編	1
第1章 総 則	1
第1節 総 則	1
1-1-1 適 用.....	1
1-1-2 用語の定義.....	1
1-1-3 設計図書の照査等.....	5
1-1-4 施工計画書.....	5
1-1-5 コリズ(CORINS)への登録.....	6
1-1-6 監督職員.....	7
1-1-7 工事用地等の使用.....	7
1-1-8 工事の着手.....	7
1-1-9 工事の下請負.....	8
1-1-10 施工体制台帳.....	8
1-1-11 受発注間の情報共有.....	8
1-1-12 受注者相互の協力.....	8
1-1-13 調査・試験に対する協力.....	8
1-1-14 工事の一時中止.....	9
1-1-15 設計図書の変更.....	9
1-1-16 工期変更.....	10
1-1-17 支給材料及び貸与品.....	10
1-1-18 工事現場発生品.....	11
1-1-19 建設副産物.....	11
1-1-20 工事完成図.....	12
1-1-21 工事完成検査.....	12
1-1-22 出来形検査等.....	13
1-1-23 部分使用.....	14
1-1-24 施工管理.....	14
1-1-25 履行報告.....	15
1-1-26 週休2日の対応.....	15
1-1-27 工事関係者に対する措置請求.....	15
1-1-28 工事中の安全確保.....	15
1-1-29 爆発及び火災の防止.....	17
1-1-30 後片付け.....	18

1-1-31	事故報告書	18
1-1-32	環境対策	18
1-1-33	文化財の保護	20
1-1-34	交通安全管理	21
1-1-35	施設管理	23
1-1-36	諸法令の遵守	23
1-1-37	官公庁等への手続等	25
1-1-38	施工時期及び施工時間の変更	26
1-1-39	工事測量	26
1-1-40	不可抗力による損害	26
1-1-41	特許権等	27
1-1-42	保険の付保及び事故の補償	27
1-1-43	臨機の措置	28
1-1-44	技能士の活用	28
1-1-45	示方書等の適用	28
1-1-46	石綿使用の有無	28
1-1-47	ウィークリースタンス	28
第2章	土 工	30
第1節	適 用	30
第2節	適用すべき諸基準	30
第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	30
第4節	道路土工	36
第3章	無筋・鉄筋コンクリート	43
第1節	適 用	43
第2節	適用すべき諸基準	43
第3節	レディーミクストコンクリート	44
第4節	コンクリートミキサー船	46
第5節	現場練りコンクリート	46
第6節	運搬・打設	48
第7節	鉄筋工	53
第8節	型枠・支保	57
第9節	暑中コンクリート	58
第10節	寒中コンクリート	59
第11節	マスコンクリート	60
第12節	水中コンクリート	61
第13節	水中不分離性コンクリート	62

第14節	プレパックドコンクリート	64
第15節	袋詰コンクリート	66
第2編	材 料 編	67
第1章	一般事項	67
第1節	適 用	67
第2節	工事材料の品質及び検査（確認を含む）	67
第2章	土木工事材料	69
第1節	土	69
第2節	石	69
第3節	骨 材	70
第4節	木 材	80
第5節	鋼 材	80
第6節	セメント及び混和材料	83
第7節	セメントコンクリート製品	87
第8節	瀝青材料	87
第9節	芝及びそだ	91
第10節	目地材料	91
第11節	塗 料	92
第12節	道路標識及び区画線	92
第13節	その他	94
第3編	土木工事共通編	95
第1章	総 則	95
第1節	総 則	95
1-1-1	工程表	95
1-1-2	現場技術員	95
1-1-3	監督職員による確認及び立会等	95
1-1-4	数量の算出	98
1-1-5	工事完成図書の納品	99
1-1-6	技術検査	99
1-1-7	提出書類	99
1-1-8	創意工夫	100
第2章	一般施工	101
第1節	適 用	101
第2節	適用すべき諸基準	101
第3節	共通的工種	102

第4節	基礎工	140
第5節	石・ブロック積（張）工	153
第6節	一般舗装工	156
第7節	地盤改良工	190
第8節	工場製品輸送工	194
第9節	構造物撤去工	195
第10節	仮設工	199
第11節	軽量盛土工	209
第12節	工場製作工（共通）	209
第13節	橋梁架設工	227
第14節	法面工（共通）	229
第15節	擁壁工（共通）	235
第16節	浚渫工（共通）	237
第17節	植栽維持工	238
第18節	床版工	242
第6編 河川編		244
第1章 築堤・護岸		244
第1節	適用	244
第2節	適用すべき諸基準	244
第3節	軽量盛土工	244
第4節	地盤改良工	244
第5節	護岸基礎工	245
第6節	矢板護岸工	245
第7節	法覆護岸工	245
第8節	擁壁護岸工	249
第9節	根固め工	249
第10節	水制工	250
第11節	付帯道路工	251
第12節	付帯道路施設工	251
第13節	光ケーブル配管工	252
第2章 浚渫（河川）		253
第1節	適用	253
第2節	適用すべき諸基準	253
第3節	浚渫工（ポンプ浚渫船）	253
第4節	浚渫工（グラブ船）	254

第5節	浚渫工（バックホウ浚渫船）	255
第6節	浚渫土処理工	255
第3章	樋門・樋管	257
第1節	適 用	257
第2節	適用すべき諸基準	257
第3節	軽量盛土工	257
第4節	地盤改良工	257
第5節	樋門・樋管本体工	257
第6節	護床工	261
第7節	水路工	261
第8節	付属物設置工	262
第4章	水 門	264
第1節	適 用	264
第2節	適用すべき諸基準	264
第3節	工場製作工	264
第4節	工場製品輸送工	265
第5節	軽量盛土工	265
第6節	水門本体工	265
第7節	護床工	267
第8節	付属物設置工	267
第9節	鋼管理橋上部工	268
第10節	橋梁現場塗装工	270
第11節	床版工	270
第12節	橋梁付属物工（鋼管理橋）	270
第13節	橋梁足場等設置工（鋼管理橋）	271
第14節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	271
第15節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	272
第16節	橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	272
第17節	橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）	273
第18節	舗装工	273
第5章	堰	275
第1節	適 用	275
第2節	適用すべき諸基準	275
第3節	工場製作工	275
第4節	工場製品輸送工	277
第5節	軽量盛土工	277

第6節	可動堰本体工	277
第7節	固定堰本体工	278
第8節	魚道工	279
第9節	管理橋下部工	279
第10節	鋼管理橋上部工	279
第11節	橋梁現場塗装工	280
第12節	床版工	281
第13節	橋梁付属物工（鋼管理橋）	281
第14節	橋梁足場等設置工（鋼管理橋）	281
第15節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	281
第16節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	283
第17節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	283
第18節	橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	284
第19節	橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）	284
第20節	付属物設置工	285
第6章	排水機場	286
第1節	適用	286
第2節	適用すべき諸基準	286
第3節	軽量盛土工	286
第4節	機場本体工	286
第5節	沈砂池工	288
第6節	吐出水槽工	290
第7章	床止め・床固め	292
第1節	適用	292
第2節	適用すべき諸基準	292
第3節	軽量盛土工	292
第4節	床止め工	292
第5節	床固め工	294
第6節	山留擁壁工	296
第8章	河川維持	298
第1節	適用	298
第2節	適用すべき諸基準	298
第3節	巡視・巡回工	298
第4節	除草工	299
第5節	堤防養生工	299
第6節	構造物補修工	300

第7節	路面補修工	301
第8節	付属物復旧工	302
第9節	付属物設置工	302
第10節	光ケーブル配管工	302
第11節	清掃工	303
第12節	植栽維持工	303
第13節	応急処理工	303
第14節	撤去物処理工	303
第9章	河川修繕	304
第1節	適用	304
第2節	適用すべき諸基準	304
第3節	軽量盛土工	304
第4節	腹付工	304
第5節	側帯工	305
第6節	堤脚保護工	305
第7節	管理用通路工	305
第8節	現場塗装工	306
第7編	河川海岸編	308
第1章	堤防・護岸	308
第1節	適用	308
第2節	適用すべき諸基準	308
第3節	軽量盛土工	308
第4節	地盤改良工	309
第5節	護岸基礎工	309
第6節	護岸工	311
第7節	擁壁工	313
第8節	天端被覆工	313
第9節	波返工	314
第10節	裏法被覆工	314
第11節	カルバート工	315
第12節	排水構造物工	315
第13節	付属物設置工	317
第14節	付帯道路工	318
第15節	付帯道路施設工	318
第2章	突堤・人工岬	320

第1節	適 用	320
第2節	適用すべき諸基準	320
第3節	軽量盛土工	320
第4節	突堤基礎工	320
第5節	突堤本体工	322
第6節	根固め工	326
第7節	消波工	326
第3章	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	327
第1節	適 用	327
第2節	適用すべき諸基準	327
第3節	海域堤基礎工	327
第4節	海域堤本体工	328
第4章	浚渫（海岸）	329
第1節	適 用	329
第2節	適用すべき諸基準	329
第3節	浚渫工（ポンプ浚渫船）	329
第4節	浚渫工（グラブ船）	330
第5節	浚渫土処理工	330
第5章	養 浜	331
第1節	適 用	331
第2節	適用すべき諸基準	331
第3節	軽量盛土工	331
第4節	砂止工	331
第8編	砂 防 編	333
第1章	砂防堰堤	333
第1節	適 用	333
第2節	適用すべき諸基準	333
第3節	工場製作工	333
第4節	工場製品輸送工	334
第5節	軽量盛土工	334
第6節	法面工	334
第7節	仮締切工	335
第8節	コンクリート堰堤工	335
第9節	鋼製堰堤工	338
第10節	護床工・根固め工	339

第11節	砂防堰堤付属物設置工	339
第12節	付帯道路工	340
第13節	付帯道路施設工	340
第2章	流路	341
第1節	適用	341
第2節	適用すべき諸基準	341
第3節	軽量盛土工	341
第4節	流路護岸工	341
第5節	床固め工	342
第6節	根固め・水制工	342
第7節	流路付属物設置工	343
第3章	斜面对策	344
第1節	適用	344
第2節	適用すべき諸基準	344
第3節	軽量盛土工	344
第4節	法面工	344
第5節	擁壁工	346
第6節	山腹水路工	347
第7節	地下水排除工	348
第8節	地下水遮断工	349
第9節	抑止杭工	349
第10節	斜面对策付属物設置工	350
第11節	急傾斜地崩壊防止の安全管理	350
第9編	ダム編	352
第1章	コンクリートダム	352
第1節	適用	352
第2節	適用すべき諸基準	352
第3節	掘削工	352
第4節	ダムコンクリート工	353
第5節	型枠工	359
第6節	表面仕上げ工	360
第7節	埋設物設置工	360
第8節	パイプクーリング工	361
第9節	プレクーリング工	362
第10節	継目グラウチング工	363

第11節	閉塞コンクリート工	365
第12節	排水及び雨水等の処理	365
第2章	フィルダム	366
第1節	適 用	366
第2節	適用すべき諸基準	366
第3節	掘削工	366
第4節	盛立工	367
第3章	基礎グラウチング	371
第1節	適 用	371
第2節	適用すべき諸基準	371
第3節	ボーリング工	371
第4節	グラウチング工	372
第10編	道 路 編	374
第1章	道路改良	374
第1節	適 用	374
第2節	適用すべき諸基準	374
第3節	工場製作工	375
第4節	地盤改良工	375
第5節	法面工	375
第6節	軽量盛土工	376
第7節	擁壁工	376
第8節	石・ブロック積（張）工	377
第9節	カルバート工	377
第10節	排水構造物工（小型水路工）	378
第11節	落石雪害防止工	381
第12節	遮音壁工	382
第2章	舗装	384
第1節	適 用	384
第2節	適用すべき諸基準	384
第3節	地盤改良工	385
第4節	舗装工	385
第5節	排水構造物工（路面排水工）	386
第6節	縁石工	388
第7節	踏掛版工	388
第8節	防護柵工	389

第9節	標識工	390
第10節	区画線工	391
第11節	道路植栽工	392
第12節	道路付属施設工	395
第13節	橋梁付属物工	396
第3章	橋梁下部	397
第1節	適用	397
第2節	適用すべき諸基準	397
第3節	工場製作工	398
第4節	工場製品輸送工	399
第5節	軽量盛土工	399
第6節	橋台工	399
第7節	R C橋脚工	400
第8節	鋼製橋脚工	401
第9節	護岸基礎工	403
第10節	矢板護岸工	403
第11節	法覆護岸工	404
第12節	擁壁護岸工	405
第4章	鋼橋上部	406
第1節	適用	406
第2節	適用すべき諸基準	406
第3節	工場製作工	406
第4節	工場製品輸送工	408
第5節	鋼橋架設工	408
第6節	橋梁現場塗装工	409
第7節	床版工	409
第8節	橋梁付属物工	409
第9節	歩道橋本体工	410
第10節	鋼橋足場等設置工	411
第5章	コンクリート橋上部	412
第1節	適用	412
第2節	適用すべき諸基準	412
第3節	工場製作工	413
第4節	工場製品輸送工	414
第5節	P C橋工	414
第6節	プレベーム桁橋工	415

第7節	PCホロースラブ橋工	417
第8節	RCホロースラブ橋工	418
第9節	PC版桁橋工	419
第10節	PC箱桁橋工	420
第11節	PC片持箱桁橋工	420
第12節	PC押し箱桁橋工	422
第13節	橋梁付属物工	423
第14節	コンクリート橋足場等設置工	423
第6章	トンネル（NATM）	425
第1節	適用	426
第2節	適用すべき諸基準	426
第3節	トンネル掘削工	427
第4節	支保工	428
第5節	覆工	430
第6節	インバート工	432
第7節	坑内付帯工	433
第8節	坑門工	433
第9節	掘削補助工	433
第7章	コンクリートシェッド	435
第1節	適用	435
第2節	適用すべき諸基準	435
第3節	プレキャストシェッド下部工	436
第4節	プレキャストシェッド上部工	437
第5節	RCシェッド工	438
第6節	シェッド付属物工	439
第8章	鋼製シェッド	440
第1節	適用	440
第2節	適用すべき諸基準	440
第3節	工場製作工	441
第4節	工場製品輸送工	441
第5節	鋼製シェッド下部工	441
第6節	鋼製シェッド上部工	443
第7節	シェッド付属物工	444
第9章	地下横断歩道	445
第1節	適用	445
第2節	適用すべき諸基準	445

第3節	開削土工	445
第4節	地盤改良工	446
第5節	現場打構築工	446
第10章	地下駐車場	448
第1節	適用	448
第2節	適用すべき諸基準	448
第3節	工場製作工	448
第4節	工場製品輸送工	449
第5節	開削土工	449
第6節	構築工	450
第7節	付属設備工	450
第11章	共同溝	451
第1節	適用	451
第2節	適用すべき諸基準	451
第3節	工場製作工	451
第4節	工場製品輸送工	452
第5節	開削土工	452
第6節	現場打構築工	453
第7節	プレキャスト構築工	453
第8節	付属設備工	454
第12章	電線共同溝	455
第1節	適用	455
第2節	適用すべき諸基準	455
第3節	舗装版撤去工	455
第4節	開削土工	455
第5節	電線共同溝工	456
第6節	付带設備工	457
第13章	情報ボックス工	458
第1節	適用	458
第2節	適用すべき諸基準	458
第3節	情報ボックス工	458
第4節	付带設備工	458
第14章	道路維持	460
第1節	適用	460
第2節	適用すべき諸基準	460
第3節	巡視・巡回工	461

第4節	舗装工	462
第5節	排水構造物工	466
第6節	防護柵工	466
第7節	標識工	467
第8節	道路付属施設工	468
第9節	軽量盛土工	468
第10節	擁壁工	469
第11節	石・ブロック積（張）工	469
第12節	カルバート工	469
第13節	法面工	470
第14節	橋梁床版工	470
第15節	橋梁付属物工	473
第16節	横断歩道橋工	474
第17節	現場塗装工	475
第18節	トンネル工	476
第19節	道路付属物復旧工	477
第20節	道路清掃工	478
第21節	植栽維持工	480
第22節	除草工	481
第23節	冬期対策施設工	481
第24節	応急処理工	482
第15章	雪 寒	483
第1節	適 用	483
第2節	適用すべき諸基準	483
第3節	除雪工	483
第16章	道路修繕	488
第1節	適 用	488
第2節	適用すべき諸基準	488
第3節	工場製作工	489
第4節	工場製品輸送工	489
第5節	舗装工	490
第6節	排水構造物工	491
第7節	縁石工	491
第8節	防護柵工	491
第9節	標識工	492
第10節	区画線工	492

第11節	道路植栽工	493
第12節	道路付属施設工	493
第13節	軽量盛土工	493
第14節	擁壁工	494
第15節	石・ブロック積（張）工	494
第16節	カルバート工	494
第17節	法面工	495
第18節	落石雪害防止工	496
第19節	橋梁床版工	496
第20節	鋼桁工	497
第21節	橋梁支承工	497
第22節	橋梁付属物工	498
第23節	横断歩道橋工	499
第24節	橋脚巻立て工	499
第25節	現場塗装工	503
第26節	トンネル工	503
第11編 下水道編		505
第1章 管路		505
第1節	適用	505
第2節	適用すべき諸基準	505
第3節	管きょ工（開削）	505
第4節	管きょ工（小口径推進）	514
第5節	管きょ工（推進）	518
第6節	管きょ工（シールド）	522
第7節	管きょ更生工	528
第8節	マンホール工	531
第9節	特殊マンホール工	533
第10節	取付管およびます工	535
第11節	地盤改良工	536
第12節	付帯工	536
第13節	立坑工	537
第2章 処理場・ポンプ場		541
第1節	適用	541
第2節	適用すべき諸基準	541
第3節	敷地造成土工	541

第4節	法面工	542
第5節	地盤改良工	542
第6節	本体作業土工	542
第7節	本体仮設工	543
第8節	本体築造工	546
第9節	場内管路工	555
第10節	吐口工	556
第11節	場内・進入道路工	558
第12節	擁壁工	559
第13節	場内植栽工	560
第14節	修景池・水路工	561
第15節	場内付帯工	562
第16節	構造物撤去工	563
第17節	コンクリート構造物補修工	563
第12編	公園緑地編	565
第1章	基盤整備	565
第1節	摘要	565
第2節	適用すべき諸基準	565
第3節	敷地造成工	566
第4節	公園土工	567
第5節	植栽基盤工	567
第6節	法面工	571
第7節	軽量盛土工	572
第8節	擁壁工	572
第9節	公園カルパート工	577
第10節	公園施設等撤去・移設工	578
第2章	植栽	579
第1節	摘要	579
第2節	適用すべき諸基準	579
第3節	植栽工	579
第4節	移植工	588
第5節	樹木整姿工	591
第6節	公園施設等撤去・移設工	593
第3章	緑地育成	595
第1節	摘要	595

第2節 適用すべき諸基準	595
第3節 植栽基盤改良工	595
第4節 樹木整姿工	596
第5節 樹木育成工	601
第6節 芝生地育成工	603
第7節 樹木冬期対策工	605
第8節 発生材等処理工	606
第4章 施設整備	607
第1節 摘要	607
第2節 適用すべき諸基準	607
第3節 給水設備工	608
第4節 雨水排水設備工	615
第5節 污水排水設備工	619
第6節 電気設備工	622
第7節 園路広場整備工	623
第8節 修景施設整備工	630
第9節 遊戯施設整備工	632
第10節 サービス施設整備工	635
第11節 管理施設整備工	636
第12節 建築施設組立設置工	638
第13節 施設仕上げ工	642
第14節 公園施設等撤去・移設工	647
第5章 グラウンド・コート整備	648
第1節 摘要	648
第2節 適用すべき諸基準	648
第3節 グラウンド・コート舗装工	649
第4節 スタンド整備工	658
第5節 グラウンド・コート施設整備工	661
第6節 公園施設等撤去・移設工	665
第6章 自然育成	666
第1節 摘要	666
第2節 適用すべき諸基準類	666
第3節 自然育成施設工	666
第4節 自然育成植栽工	669
第5節 公園施設等撤去・移設工	670